

時

評

国家の実力組織は 何によって正当化されるのか —立憲主義と「加憲」的改憲論の緊張をめぐる



日民協理事
元都留文科大学教授・
現講師
横田 力

周知のように自民党は3月22日の憲法改正推進本部の会合で改憲4項目案を提示、その後25日の党大会でその基本方針を了承している。そこで示された9条改正の案は本案と二つの代案を含めともに9条①②項をそのまま残した上でいずれもそこに9条の2を加えその①項に自衛隊の存在を明記するものとなっている。そもそも自衛隊は国家行政組織法に直接規定された行政組織ではなく防衛省設置法とそれを受けた自衛隊法に基づく一組織にすぎないが何故それが直接憲法に規定されることになるのか、という問題があるが、ここではより根本的に自衛隊という実力組織の存立根拠について考えてみることにしたい。

それについての政府の説明は「憲法は、第9条において…戦争を放棄し…戦力の保持を禁止しているが」前文において「平和のうちに生きる権利」を確認し、また13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について」の最大の尊重を定めている。従って「わが国みずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することを」全うするためには「必要な自衛の措置」とりうることは当然禁じられては

いない、とするものである。これは周知のように個別的自衛権とそのための実力組織の保持を述べたものではあるが、それは今から4年前の所謂限定的な集団的自衛権行使のための正当化論としても援用され2014年7月1日の閣議決定へと至り翌年の安保法制合憲化論の論拠ともされたものである。またこのような議論は最近護憲派と目される研究者の中にも散見される（「外国による侵略で国民の生命自由が奪われるのを放置することは憲法13条に反する。従ってそのための実力の保持は認められる」等）。

しかしそもそも国民の生命・自由・幸福追求という立憲主義の最も基本的な価値を根拠に国家の実力組織⇒軍事力能の正当化は理論上可能なのだろうか。そのことに対する一つの応答は日本国憲法前文が示すところであり、そこでは①戦争の惨禍とは「政府」（国民を含むところの国家ではない）の行為によって引き起こされるものであり、②それを防ぐためにわれわれ国民は「平和を愛する諸国民（国家ではない）の公正と信義に信頼して（trust in）」自らの「平和と生存を保持しよう」と決意した」のであり、③その帰結として「われらは、全世界の国民（all people of the world）が、ひとしく恐怖と欠乏（fear and want）から免れて、平和のうちに生存する権利（right to live in peace）を有することを確認する」のであり、そしてこのことは普遍的な政治道徳であ

る、とされるのである。

そしてさらに幸福追求権の前提となる13条第一文の「個人としての尊重」を人間乃至個人の尊厳を意味すると解した場合、人としての良心と生命を前提とする尊厳性の毀損（侵害）はある行為によって犠牲者になる者にとっても、止むなく加害行為への加担を余儀なくされた者にも、あるいはそれを阻止できなかった者にも等しく認められるのであり（「尊厳（Würde）」の普遍性）、そしてこのことが生起する典型的な場面が、人の殺傷が必然化（合法化）される国家による実力組織の発動としての戦闘行為（⇒戦争）の場であることは言うまでもないであろう。このような意味で国家の警察力を超えた実力組織を人間の自由、人権という基本的価値によって弁証することは少なくとも日本国憲法を前提とする限り決して成り立つものではないのである。

因みに、よく引照されるドイツ憲法にいうところの基本権保護義務とは、ある国民または集団等が「他人の権利を侵害した場合」（基本法2条①項）、その侵害された者の自由と尊厳（同1条①項）を守るために必要性、比例性等の厳格な要件の下に国家の関与を認めるための議論であって、抽象的な国民一般を保護するための国家（政府）の権限を導出するための議論ではないことを確認しておく。

（よこた つとむ）